

第3次日置市男女共同参画基本計画実施事業【アクションプラン】

重点目標	方向	新施策	具体的施策	番号	担当課	各課で実施する事業名	事業内容（アクションプラン）	「評価基準」の項目	R6年度評価	R6年度実績値及び課題点	R7年度	R8年度	R9年度
1 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、教育・学習の推進	① 男女共同参画の推進のための普及啓発、制度や慣行の見直し	〇	男女共同参画の視点に立った施策の推進	1	企画課	男女共同参画地域推進員と連携した男女共同参画に関する広報・啓発活動	・日置市男女共同参画センターにおいて開催する講座等を活用し、地域推進員と連携し、講座や啓発活動などを年1回以上行い、男女共同参画に関する市民への理解を深められるよう努める。 ・市の事業等について、アドバイスを協力を得られるような連携体制を構築するため、年2回以上の定例会を行う。	講座・研修会等の開催	A	R7.2.12に堂下推進員による「もっと身近にジェンダー平等」を開催した。 R6.4.22に定例会を、R6.11.12に新推進員との交流会を実施した。 定例会については事務連絡のみとなり、アドバイスを協力を得られるような密度まで至らなかった。			
				2	企画課	男女共同参画基礎講座等の開催や市広報紙等を活用した男女共同参画に関する普及啓発	・男女共同参画社会を形成するため、各種団体・地域のニーズにあわせて外部専門講師による県に準じたセミナー・ワークショップ等を年1回以上開催し、全世代対象とした内容を検討する。また、男女共同参画専門員等による地域への出前講座も全地域を対象に年5回以上行う。 ・市民の男女共同参画社会への理解が深まるよう関連する情報や県の講座、国・県の週間等（国：6/23～6/29、県：7/25～7/31）について、啓発用の展示や公共図書館を活用した関連図書コーナー設置、また広報ひおきやホームページを活用し広く周知するとともに、意識の向上を図る。	情報提供・周知	A	・講座：11/30日置市男女共同参画基礎講座（18人）、1/26人口減少に向けたまちづくり勉強会（50人） ・出前講座：5/25草原公民館（15人）、6/21つるかめ（15人）、6/28野首地区（20人）、7/19男女共同参画センター企画（15人）、8/20東市来地域生活学校（5人） ・周知月間については、各図書館の特設コーナーの設置及び広報紙による広報を行った。			
				3	企画課	日置市男女共同参画センターの周知及び活用	・SNS等を活用し、センターの活動内容を周知し、参加しやすい環境を整える。 ・『日置市男女共同参画センターだより』を毎月発行し、男女共同参画と生活に関係する分かりやすい内容の記事や講座等を掲載し、市民の理解を図る。設置場所は、班回覧をはじめ市役所・地区公民館・子育て支援センター等の公共施設や市公式SNSなど多くの情報提供の場を設けるようにする。	情報提供・周知	A	・センターのFacebookを活用し、都度講座の開催状況をお知らせした。また毎月1回センターだより発行し、班回覧を始め各公共施設へ配布し、活動内容を周知した。			
				4	企画課	男女共同参画基本計画に基づく関連施策の進行管理	・各課が各種事業、会議等を行う際は、日置市男女共同参画基本計画に基づいて実施するよう、庁内のワーキンググループと連携しながら実績評価や計画策定が可能な体制を整備する。 ・庁内ワーキンググループ会議は年1回以上行うこととし、理解に必要な講座の開催及び計画の概要の説明を行う。 ・実績、計画については可能な限り数値化し明確な指標を設け、各課への意識づけを行う。	その他	A	・R6.8.6に庁内ワーキンググループ委員会を開催し、「学びのひろば」を活用した男女共同参画の意識啓発を行った。 ・アクションプランについては取り組みやすく、評価しやすい内容にするよう周知したが、なかなか行き届かない点も見られるため、今後取り組みが可能なアクションプランに変更するなど臨機応変に対応していく。			
			5	企画課	各種相談を担う人への男女共同参画についての学習機会の提供及び情報提供等啓発の取組	相談業務に必要な男女共同参画に関する学習機会の提供及び情報提供	・多様な相談内容に対応できるよう、県や近隣市等の研修会や講演会等には積極的に参加を促す。 ・各課に配属される各専門員との庁舎内の連携体制の構築により学習機会の取得及び情報の共有を行う。	その他	A	男女共同参画専門員については相談業務に関する講演会等について適宜共有し、参加していただいた。また、福祉課の地域共生推進係とも情報交換を行い、学習機会を共有するなど、積極的にインプットを心がけた。			
			6	企画課	市職員研修の実施	男女共同参画に関する職員研修の充実	・男女共同参画庁内ワーキンググループ委員を中心に、市職員向けの男女共同参画に関する基礎講座を年最低1回行う。 ・市民向けの男女共同参画に関する講座についても、職員掲示板等とおし、周知を行う。 ・一つの分野に偏ることなく、情勢に応じた内容にするなど職員の自己研鑽に繋がるような研修を行う。	講座・研修会等の開催	B	・庁内ワーキンググループ委員に向けた講座開催は行うことができたが、職員掲示板を活用した講座周知などは主な講座にとどまり、すべて周知を行うことはできなかった。また、県主催以外のオンライン研修等についても同様に、周知漏れがあった。			
	② 学校教育における人権尊重と男女共同参画を推進する取組の充実	7	学校教育課	児童・生徒等を対象とした男女共同参画出前講座の活用や道徳教育の充実	・校内人権週間や人権月間を年2回以上設定し、人権・同和教育に関する講演会や学習会を設定する。 ・小中一貫教育を基に上学年が下学年の面倒を見る機会を位置付け、道徳的素養を養う。	講座・研修会等の開催	A	校内人権週間や人権月間など年2回以上設定することができた。					
		8	学校教育課	多様な進路・職業選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の提供	・学校訪問（年1回実施）、校内研修（都度）、各種研修会・各種調査等で取組状況を把握するとともに、授業で、男女共同による家庭生活の在り方等について確実に実施するように指導する。 ・キャリア教育の視点からの小・中・高連携を深め、多様な進路選択を実現できるように、定期的な進路講話や社会人講話、高校生による先輩講話等を位置付け、実施する。 ・生命尊重・人権尊重・男女の相互協力の観点から、各学校において生徒指導の充実を図り、毎月の状況について各学校から報告してもらう。	学校教育	A	学校訪問や管理職研修会にて確実な実施について指導することができた。					
		9	学校教育課	教職員に対する男女共同参画に関する学習機会の提供及び情報提供	・管理職研修会（校長：年7回 教頭：年5回）各種研修会において、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、児童生徒の育成に力を尽くすことについて指導し、男女共同参画社会の理念の具現化を図る。 ・各学校では、人権同和教育に関する校内研修を年3回以上位置付け、積極的に学校教員への指導主事を講師として派遣し、男女共同参画の視点に基づいた指導助言を行う。 ・管理職任用試験の受験については、受験できる年齢に達した希望者全員に、万全な準備を行わせているが、50代及び女性職員の管理職試験への受験については、更に積極的に進めていく。管理職研修会等でも、男女共同参画における女性管理職の重要性を指導する。 ・各学校・関係団体に対し、女性の登用に事実上の阻害要因となる固定的性別役割分担意識を積極的に是正するよう指導を行う。	情報提供・周知	A	管理職研修会を予定通り実施することができた。 各学校では、人権同和教育に関する校内研修を年3回以上位置付けるよう指導し、講師として指導主事が指導助言を行うことができた。					
		10	こども課	保育士等に対する男女共同参画に関する学習機会の提供及び情報提供	・各事業所内で研修会等への参加を職員へ促せるよう、関係課と連携し、学習機会の提供及び情報提供を行う。	情報提供・周知	A	鹿児島県主催の各種研修について、事業所へ随時情報提供を行った。					
	③ 家庭や地域における男女共同参画の理解促進	11	企画課	地域における男女共同参画の推進を担う人材の育成と活用	鹿児島県男女共同参画地域推進員等の育成及び連携	・地域推進員の育成及び連携を図るため、年2回の定例会の他、各講座等のお知らせやイベント時の男女共同参画ブースへの協力など常時連携できる体制を維持、継続する。 ・男女共同参画に関する講座については、都度共有することとし、参加をよびかける。	その他	S	・定例会の開催及び周知月間時の男女共同参画展示ブースの手伝い等、常時連携できる環境を構築し周知を行った。 ・庁内ワーキンググループ委員向けの男女共同参画関連講座「学びのひろば」に初めて推進員に参加していただき、市職員及び人権擁護委員と交流を図った。 ・これまで男女共同参画専門員を中心として行ってきた「さんかくひろば」（男女共同参画に関連する話や思いを定期的に集まって話をする会）のメンバーから地域推進員になる方が、4名輩出され、計10名となり、県内19市の中で人口割合では2位の人数となった。 ・地域推進員を講師とした講座を初めて開催することができ、他地域推進員の活動の幅を広げるよい機会となった。				
		12	社会教育課	男女共同参画の視点に立った公民館講座や生涯学習等の企画・実施	・男性も女性も参加しやすい生涯学習を目指し、人材や情報のネットワークも活用しながら、地域住民の学習ニーズに応じた各種公民館講座や教室を各中央公民館毎に開催する。	講座・研修会等の開催	A	・地域住民のニーズを把握しながら、男性でも参加しやすい男性料理教室・料理教室等をニーズに応じた形で、中央公民館で3講座、地区公民館で12講座、計15講座開設している。					
		13	企画課	各種事業の開催日時等及び託児スペースの配慮の呼びかけ	・男女共同参画ワーキンググループ委員との会議等とおし、各種事業の開催日時や託児スペースの配慮及び性別に偏らない等男女共同参画に配慮すべき内容のマニュアル等を配布し、呼びかけを行う。	その他	B	男女共同参画ワーキンググループ委員へは口頭で男女共同参画に関する視点に立った業務上の配慮は依頼したものの、マニュアルの作成、配布は行ってないため、次年度の課題としたい。					
		14	学校教育課	男女共同参画の視点に立った青少年のボランティア活動、体験活動の充実や家庭教育学級の企画・実施	・家庭、学校、地域及び関係機関が協力し、多様な体験活動やボランティア活動の機会をつくり、親子の参加、そして男女共同参画の促進を図ること青少年の健全育成につなげる。 ・家庭教育学級等、平日の昼間は、参加者が女性に偏りがちであるため、男性も参加しやすい休日等の設定を指導する。	学校教育	A	・各学校では、地域・補保者の協力を得て、多様な体験活動を実施している。 ・家庭教育学級は、授業参観や学級PTAなど同日程で実施し、参加しやすくしている。					
		15	企画課	地域における男女共同参画に関する講座等の実施及び普及啓発	・男女共同参画専門員による地域や学校への出前講座を年5回以上実施する。 ・子ども会、自治会長研修会等地域の方々が集まる会を活用し、人権意識や男女共同参画の意識が醸成されるような講座や啓発活動に最低年1回取り組む。	講座・研修会等の開催	A	No.2に回答したとおり出前講座は5回開催できた。 また、さんかくひろばについては、令和6年度からアウトリーチ企画として、デイベースつるかめなどで専門員が出向いて開催しており、これまで参加したことのない市民への意識啓発を始めることができた。					
	④ 性の多様性に関する啓発	16	企画課	性的マイリティー（LGBTQ）への理解促進に向けた講座の実施	・性的少数者（LGBTQ+）への理解に関する促進に努めるためパンフレットを活用しながら周知を図る。 ・男女共同参画センターを活用し、定期的に当事者や悩む方が集える場所を確保し、相談に応じる。	支援	A	・性的少数者に関する理解を深めるために結成された日置市の団体においては、男女共同参画センターで寄り添いカフェが定期的に開催できるよう支援を行い、2カ月に1度行うことができた。					
		17	学校教育課	性的マイリティー（LGBTQ）への理解促進と相談窓口等の設置	・各学校では人権学習や人権週間等を年2回以上設定し、人権教育の一環として、児童生徒に対して性的少数者への理解の促進を、発達段階に応じて行っていき、教職員に対しては、年3回以上の人権同和教育研修を年間計画に位置付け、人権同和教育課資料「なこう差別 築こう明るい社会」をもとに研修を深めていく。	講座・研修会等の開催	A	各学校では人権週間や人権月間などで標語を作成するなどして取り組んだ。 職員研修も各学校3回実施できた。					

第3次日置市男女共同参画基本計画実施事業【アクションプラン】

重点目標	施策の方向	新施策	具体的施策	番号	担当課	各課で実施する事業名	事業内容（アクションプラン）	「評価基準」の項目	R6年度評価	R6年度実績値及び課題点			R7年度	R8年度	R9年度
2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	① 整備政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境		経営者・管理者等を対象とした男女共同参画に関する理解の浸透を図る啓発及び雇用の分野における女性の参画の拡大を図る取組の促進	18	企画課	企業における男女共同参画の普及啓発	・企業向けの男女共同参画講座を最低年1回開催し、男女共同参画に関する理解、女性活躍推進など理解の拡大に努める。 ・男女共同参画に関するポスターやチラシ、関連する相談ダイヤルカード等を送付するなど普及啓発に務める。	情報提供・周知	B	市民向けの講座は開催できたものの、企業に特化した講座は開催することができなかった。県から配布された女性活躍に関するチラシ、カードなどは適宜配布した。またハローワークの求人情報についても適宜男女共同参画センターにおいて掲示した。					
			市における女性職員の管理職登用の促進	19	総務課	市女性職員の管理職への登用促進	・管理職の登用については、国等への派遣や自治大の派遣について、20代から40代の職員を積極的に派遣する。	その他	B	国等（デジタル庁・子ども家庭庁・株式会社鹿児島放送）へ女性職員を3名派遣した。					
			市の審議会等委員への女性の登用を進める取組の促進	20	企画課	審議会・委員会等への積極的な女性委員の登用促進	・委員を選出または推薦を依頼する際は、男女共同参画の視点で実施することし、多様な意見を審議に反映させるよう市内ワーキンググループ委員を通じ周知に努める。	その他	B	市内ワーキンググループ委員会議において、口頭で依頼したものの、審議会委員については、あて職で委嘱されているものが多く、改善に繋がらない。継続的に周知啓発することで、徐々に意識が変容するよう促していきたい。					
			地区公民館・自治会等地域に根ざした組織の地域活動における方針決定過程への女性の参画の拡大を図る取組の推進	21	地域づくり課	方針決定過程時の女性の参画促進を拡大するための学習機会の提供及び情報提供	自治会活動研修会において最低1回の女性の参画促進に関する学習機会の設定及び各種情報提供を行う。	講座・研修会等の開催	A	簡単な学習及び情報提供に留まり、時間をとった研修にはならなかった部分がある。男女共同参画係と協議し、改善に努めたい。					
			各種団体・組織等における女性の参画を進める取組の促進	22	社会教育課	各種団体・組織等における役員等への女性の参画促進	・各種関係団体において、方針決定過程への女性の参画の重要性の理解や取組の実践を行えるよう、男女共同参画の書籍案内チラシ配布等の情報提供及び研修等の取組を行う。市主催の講座等の案内チラシを年に5回は配布する。	情報提供・周知	A	市主催の講座等の案内を年4回行われたうちの全4回とも、中央公民館に配置し、案内した。					
	② 営農の拡大分野における女性の参画の促進	農林水産業や商工業等の自営業の分野における女性の参画の促進	23	商工観光課	商工業の自営業における女性の参画の促進	・創業塾の開催に際しては、商工会や関係機関と連携し、女性が参画しやすいデザインや内容となるよう工夫したチラシ等を作成し、市ホームページ・SNSや広報紙などを活用し広く周知を図る。 ・他市や関係機関が開催する講座等については、商工会や関係機関と連携し、市ホームページ・SNSや広報紙などを活用し広く周知を図る。	その他	A	創業塾定員30名に対し、女性が16名と半数を超え、幅広く周知ができた。						
			24	農業委員会	農業委員への女性の登用促進	・農業委員会だよりやホームページにて周知活動を行う。また、女性農業者の集まりの場や関係団体への働きかけを年3回以上行う。	その他	C	各物産館の総会に出席した際に、令和8年度に農業委員等の改選がある旨の広報を行い、女性委員の登用について話をしたものの、農業委員会だより、HPIにおける周知活動は未実施となった。令和8年度改選に向け、女性委員の候補者を募るが、現時点では自薦での候補者がいない状況。						

第3次日置市男女共同参画基本計画実施事業【アクションプラン】

重点目標	方向	新施策	具体的施策	番号	担当課	各課で実施する事業名	事業内容（アクションプラン）	「評価基準」の項目	R6年度評価	R6年度実績値及び課題点			R7年度	R8年度	R9年度	
3 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備の促進	①働く場における男女共同参画・ジェンダー平等の推進		雇用の分野における男女の機会と待遇の確保等に関する関係法令の普及啓発	25	商工観光課	就業支援に関する情報や就労に関する法・制度等の周知	・毎月2回発行される求人情報（ハローワーク伊集院）について、都度、本庁各支所の窓口を設置及び市のホームページに掲載し、最新情報の提供を行う。 ・労働に関する基本的権利・就業情報等について、関係機関との連携を図り、セミナー等の開催情報を、都度、市ホームページ・SNSや広報紙などを活用し広く周知を図る。	情報提供・周知	A	求人情報や労働関係広告を配布、庁内設置、市ホームページなどで情報提供を行った。						
			メンタルヘルス等健康確保やハラスメントの防止に向けた啓発	26	総務課	市職員におけるメンタルヘルス対策のための研修会等の実施	・全職員に対して、毎年ストレスチェックを実施し、高ストレス者については必要に応じて医師面談等を実施する。また、所属ごとの、高ストレス割合も出し、高ストレスの所属にあつては、所属長に改善を依頼する。	講座・研修会等の開催	A	日置市ストレスチェック制度実施要領に基づき659人にストレスチェックを実施し、医師面接の申出を行った高ストレス者5人について医師面接を実施した。また、所属ごとに分析を行い、分析結果に基づき改善依頼をした。						
				27	学校教育課	学校関係者におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた研修会等の実施	・年度初めの県教委からの通知及び日置市教育委員会の「ハラスメント等の防止及び対応に関する指針及び運営要領」に基づいて、各学校で、学期毎にハラスメント防止に対する指導や研修を実施するよう指導する。 ・学校の求めに応じて、校内研修（都度）において、指導主事がハラスメント防止やメンタルヘルスについての指導を行う。	講座・研修会等の開催	A	年度初めの県教委からの通知及び日置市教育委員会の「ハラスメント等の防止及び対応に関する指針及び運営要領」について確認を行った。また、適宜、新聞記事等を用いてハラスメント防止やメンタルヘルスについての研修をすべての学校が実施することができた。						
			農林水産業や商業等の自営業の分野における就業環境の整備	28	商工観光課	事業者における就業環境の整備促進のための広報・啓発	・市内事業者の就業環境改善を図るため、商工会や関係機関と連携し、県のアドバイザー派遣事業などの情報について、市ホームページ・SNSや広報紙などを活用し広く周知を図る。 ・労働に関する基本的権利・就業情報等について、関係機関との連携を図り、セミナー等の開催情報を、都度、市ホームページ・SNSや広報紙などを活用し広く周知を図る。	情報提供・周知	A	商工会へ情報提供を行い、連携を図った。						
				29	農林水産課	事業者における就業環境の整備促進のための広報・啓発	・家族経営協定に関する制度理解及び周知を図る。 ・経営改善計画について、認定農業者及び認定新規就農者を対象とした経営改善計画審査会を年3回開催して、推進を図る。	支援	A	経営改善計画審査会を年3回開催して推進を図った。家族経営協定締結に向けたサポート体制を強化していきたい。						
			多様な柔軟な働き方の実現に向けた、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進のための意識啓発	30	総務課	ワーク・ライフ・バランスの促進	・定時退庁日については、各所属長が5時45分に執務室を消灯することとし、時間外命令が出ていない場合は、速やかに退庁させるよう指示する。	情報提供・周知	A	毎週水曜日を「節電デー」と位置づけ、終業後に一定時間消灯することで職員の帰宅を促進した。						
	②仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進		仕事と生活の調和を図る多様なニーズに対応した保育・介護サービスの提供の促進	31	こども未来課	保育サービス等の充実や子育てに関する相談窓口の設置	・就職支援コーディネーターと入所案内コンシェルジュを配置し、関係機関と連携しながら保育サービスの提供体制を構築することにより、潜在保育士や保護者の社会参加の推進を図る。 ・家庭の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、保護者ニーズに沿った適切な保育サービスの利用につなげる等の支援を行う。	サービスの提供	A	・令和6年4月より入所案内コンシェルジュを配置。保育所入所に係る基本的な手続きの案内や、家庭状況等を聞き取り保護者ニーズに沿った入所相談を行う体制を整えた。 ・令和5年9月より無料職業紹介事業「日置市保育のおしごと支援センター」を開始。就職支援コーディネーターを配置し、求職者の希望を丁寧に聞き取りつつ求職者を案内。また、未就学児がいる求職者に対しては入所担当と連携し、子の入所と自身の就労がスムーズに進むよう支援を行った。新規登録者数：50名／令和6年度採用者数：21名 ・市内地域子育て支援センター及び男女共同参画センターにて新年度分入所説明会を実施。9月～10月、全3回。 実績：生活支援コーディネーター連絡会を月1回実施 庁内連携会議をきっかけに「ゴミ出し支援検討会」を5回開催。広報ひおき1月号（買い物支援の取組）2月号（介護人材確保ポイント事業による施設給付ボランティア）やほっこり通信を2回発行し啓発を図った。・総合相談事業を地域包括支援センター及び市内4か所の支援センターにおいて実施した（延2438件、実668件）。在宅介護支援センターは、各地域の実情に応じて、訪問活動を重視した地域の身近な相談窓口として対応した。 ・性別にかかわらず個人のニーズに配慮し、相談内容に応じて、適切な保健・医療・福祉サービス等につなげ、関係機関と連携を図った。 課題：様々な課や機関と連携するためには情報共有が重要となるが、その方法や内容、頻度等意識の差がある。また、複合的な相談に適切に対応するため、対応職員の対応力の向上、平準化を図る必要がある。						
				32	介護保険課	生活支援体制等の整備や介護に関する相談窓口の設置	・生活支援コーディネーターを配置し、コーディネーター連絡会を月1回開催するなど関係機関と連携しながら高齢者の生活支援等サービスの提供体制を構築することにより、高齢者の社会参加の推進を図る。 ・高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげる等の支援を行う。	支援	A							
			男性の子育て等への参画の促進及び育児休業、介護休業・休暇の取得の促進に向けた啓発	33	総務課	男性の育児・介護休業等制度の利用促進	・男性の育児休業の取得促進については、対象者及びその所属長へ育児休業を取得することが、非常に有意義であることを記した文書を送付し、また、併せて、給与補填の仕組みについても説明をして取得促進を図っている。 ・配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得については、職員への周知を図っていき、 ・介護休業については、相談があれば、適切に対応を行うようにしている。	情報提供・周知	A	育児休業の対象となる男性職員と所属長に、育児休業取得促進の連絡（ローカルメール）を送付し、取得率向上に努めた。						
				34	企画課	男性の育児・介護への参画促進を図るための広報・啓発	・父親の相談等にも対応できるよう、男女共同参画専門員や男女共同参画センターを活用し、必要に応じ健康保険課とも連携して対応する。 ・人事給与係と連携し、制度等の周知を適宜行う。 ・広報等については市SNSやセンターを利用するなど漏れのないよう行う。	情報提供・周知	B	男性育休や介護休暇、また参画推進については、積極的に取り組めておらず、県などから配布されたチラシ等を掲示するのみとなっている。まずは、日置市役所内部から制度取得につながるよう総務課と連携して啓発を行ってほしい。						
			女性の能力発揮・開発や再就職及び新規就業に関する支援	35	企画課	女性のキャリアアップに関する各種学習情報の提供	・日置市男女共同参画センターを利用して女性活躍推進や若い女性の地方からの流出防止に繋がるような講座等を開催することとし、周知においては日置市内の企業や高校等への周知を徹底する。 ・日置市男女共同参画センターをとおし、女性の能力発揮に関する自主的な取り組みの支援を行う。	サービスの提供	S	・男女共同参画センターでは、理学療法士の資格を活かして仕事以外で生きがいの場を見つけ活動したいと相談をいただいた方を、センターの講師にお誘いし、ロコモ予防に関する講座を行った。参加者も多く、彼女らも活躍のための新しいフィールドを見つけることができ、女性の能力発揮に関する非常によい成功例となった。 ・「人口減少に向けたまちづくり勉強会」と題し、日頃男女共同参画関連の講座になかなか参加されない層（企業、自治会役員など）の方々を対象に、タイトルを工夫し講座を開催した。人口減少には女性の能力を認め、女性が活躍する場作りが必要不可欠であるという内容を盛り込み、これまでとは違う視点から女性活躍の大切さを届けることができた。また参加者も50人とこれまでの男女共同参画関連講座では一番多く、タイトルや内容の工夫についての成果が大いに見られた。						
			地方創生等における女性の活躍推進	36	商工観光課	女性の起業支援に関する情報の収集や発信	・商工会、ハローワーク等関係機関と連携して情報収集を行い、市ホームページ・SNSや広報紙などを活用し情報発信に努める。	情報提供・周知	A	よろず支援拠点などが行う女性セミナーなどの発信を行った。						

第3次日置市男女共同参画基本計画実施事業【アクションプラン】

重点目標	施策の方向	新施策	具体的施策	番号	担当課	各課で実施する事業名	事業内容（アクションプラン）	「評価基準」の項目	R6年度評価	R6年度実績値及び課題点	R7年度	R8年度	R9年度
4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	① 男女の人権が尊重される意識づくり	○	暴力を容認しない意識の醸成	37	企画課	「女性に対する暴力をなくす運動」を中心とした広報・啓発	・11/12～のパープルリボン期間においては、DV等は基本的人権の侵害であることを強く意識付けできるよう、これまで展示を実施していた中央公民館だけでなく、各支所やイベント等にもパープルリボンツリーを設置するなど啓発に努める。 ・広報ひおきやHPを活用した啓発を年1回以上行う。	情報提供・周知	A	11/12～11/25にかけて日置市中央公民館1階ロビーで啓発用の展示を行った。また今年度より福祉課のオレンジリボン（児童虐待防止）と合わせ展示、広報ひおきについても共同の記事を2ページにわたって掲載した。			
				38	こども課 も未	子どもに対する暴力根絶に向けた広報・啓発	・チャイマル通信や児童虐待防止月間等を活用し広報啓発を行う。 ・広報については、企画課所管の「女性に対する暴力をなくす運動」と合わせて周知することで、さらなる普及啓発に努める。	情報提供・周知	A	・毎月、チャイマル通信を発行し、こどもへの暴力防止の啓発を行った。また、11月の児童虐待防止月間において、公民館でパネルの展示を行い啓発を行った。 ・広報ひおき11月号に、男女共同参画のパープルリボンと同一ページの記事を掲載し、啓発を行った。			
			39	企画課	デートDV防止のための広報・啓発	・11/12～のパープルリボン期間においては、DV等は基本的人権の侵害であることを強く意識付けできるよう、これまで展示を実施していた中央公民館だけでなく、各支所やイベント等にもパープルリボンツリーを設置するなど啓発に努める。 ・また、講座等ではアンガーマネジメントの講座など、DV防止につながる内容を年1回開催し、参加しやすい講座内容やタイトルを心がける。	情報提供・周知	A	11/12楽に生きられるようになる考え方セミナー（17人）を日置市男女共同参画センターにおいて開催し、アンガーマネジメントの方法等を学んだ。またタイトルについても、参加しやすい言葉を選び、参加を促すことができた。				
	② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進	「日置市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく総合的施策の推進と関係機関、団体等との連携強化	40	福祉課	関係機関（警察、子ども支援センター、婦人相談所、児童相談所、民生・児童委員）との連携強化	・すべての対象において、配偶者暴力相談支援センターを中心に、警察、女性相談センター、子ども支援センター、児童相談所、民生・児童委員など関係機関との連携を深め、迅速に適切に対応する。 ・配偶者暴力相談支援業務に関する庁内連絡会議を年1回以上開き、庁内での連携強化をはかる。	支援	A	・年間相談件数は延80件、迅速かつ丁寧な面談等を実施し、関係機関とも連携して対応できた。 ・R6年度に懸案事項だった庁内連絡会議を開催できた。				
			41	福祉課	暴力に関する相談体制の整備や広報・啓発の実施	・配偶者暴力相談支援業務に関する庁内連絡会議を年1回以上開き、庁内での連携強化をはかる。 ・11月のパープルリボン月間においては、企画課との共同により展示と広報誌への掲載を実施、広く啓発を図る。	情報提供・周知	A	・庁内連絡会議においてDVに関する研修会も同時開催し、関係課の理解を深められた。 ・パープルリボン月間における啓発や広報誌への掲載の他、イベントにおいてもパンフ配布等を行った。				
		被害者の安全を確保する対応と心身の健康回復と自立への支援及び家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援	42	こども課 も未 来	母子生活支援施設への入所事業の実施や生活再建に関する支援	・保護の必要性がある母子の状況について、対象者・関係者から丁寧な聞き取りを行い、確実な情報収集に努める。 ・ケース会議等において関係機関と情報共有を行い、対象者が安全に施設入所ができるよう適切な段取り、支援を行う。 ・入所施設での生活資金支援を行い、心身の健康と生活再建にむけてのサポートを行う。	支援	A	・令和6年度は2世帯の支援に携わり、支援施設に定期的に訪問、面談を行った。状況を把握し、自立した生活を行えるよう、生活保護担当とも連携し支援した。2世帯とも近隣市で自立した生活を送れている。				
			43	こども課 も未 来	子どものDV被害に対する支援	・こども家庭センター及び子ども支援センターに相談等あった場合、関係課でケース会議を開き、迅速に対応していく。 ・要保護児童対策協議会（個別・地域）にて、関係機関と対応を協議し、児童にとってよい方法等を決め、支援していく。併せて、保護者等の家族のフォローをしていく。 ・配偶者暴力相談支援センターや警察等関係機関と連携し、相談支援を行う。	支援	A	・虐待に係る相談や通告があった際、速やかに関係課で集まりケース会議を行い、対応方法について協議を行った。必要な際には、児相、警察などとも連携し、初期対応を行った。 ・要対協では情報の共有と対応方針を確立するとともに、出席者の医師や経験者などから、アドバイスを貰う機会としている。				
	③ 性 支 援 ・ ス ト ー カ ー 行 為 ・ セ ク ハ ラ 等 へ の 対 策 及 び 被	被害者の安全を確保する対応と心身の健康回復と自立への支援及び家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援	44	企画課	性犯罪、ストーカー行為等の防止に向けた広報・啓発	・11/12～のパープルリボン期間においては、性犯罪、ストーカー等は基本的人権の侵害であることを強く意識付けできるよう、これまで展示を実施していた中央公民館だけでなく、各支所やイベント等にもパープルリボンツリーを設置するなど啓発に努める。 ・また、講座等ではアンガーマネジメントの講座など、ハラスメント、暴力防止につながる内容を年1回開催し、参加しやすい講座内容やタイトルを心がける。	情報提供・周知	A	11/12楽に生きられるようになる考え方セミナー（17人）を日置市男女共同参画センターにおいて開催し、アンガーマネジメントの方法等を学んだ。またタイトルについても、参加しやすい言葉を選び、参加を促すことができた。				
			45	福祉課	関係機関（警察、子ども支援センター、婦人相談所、児童相談所、民生・児童委員）との連携強化	・すべての対象において、配偶者暴力相談支援センターを中心に、警察、女性相談センター、子ども支援センター、児童相談所、民生・児童委員など関係機関との連携を深め、迅速に適切に対応する。 ・性的被害を受けた方の心理的外傷を考慮し、すべての対象において、心理士や医師によるケアを行う。 ・配偶者暴力相談支援業務に関する庁内連絡会議を開き年1回以上、庁内での連携強化をはかる。	支援	A	・年間相談件数は延80件、迅速かつ丁寧な面談等を実施し、関係機関とも連携して対応できた。 ・事例があれば、必要な連携をとり対応 ・R6年度に懸案事項だった庁内連絡会議を開催し、関係課と連携を図ることができた。				
		あらゆる場における様々なハラスメントの防止に向けた啓発や情報提供	46	総務課	市職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント等防止に向けた広報・啓発	・毎年4月をコンプライアンス推進月間と定め、各所属ごとで、「日置市職員のコンプライアンス行動指針」及び「ハラスメント等の防止及び対応に関する指針」の内容等について確認をしながら意見交換による研修を行う。	講座・研修会等の開催	A	すべての常勤職員及び会計年度任用職員を対象に、各所属ごとにコンプライアンス研修を実施した。				
	47	企画課	セクシュアル・ハラスメント等防止に向けた広報・啓発	・セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント等は基本的人権の侵害であることを、強く意識付けできるような広報・啓発活動を行う。また啓発の際には、人権擁護委員等とも連携し、共同した講座を年1回実施することにより広く市民等が参加できるような内容を心がける。	情報提供・周知	B	セクハラ、パワハラ用語を使用した講座を人権擁護委員と共催することはできなかったが、庁内ワーキンググループ委員に向けて開催した「学びのひろば」を人権擁護委員にも受講していただき、今後連携を取っていけるよう関係構築を行った。						

第3次日置市男女共同参画基本計画実施事業【アクションプラン】

重点目標	施策の方向	新施策	具体的施策	番号	担当課	各課で実施する事業名	事業内容（アクションプラン）	「評価基準」の項目	R6年度評価	R6年度実績値及び課題点	R7年度	R8年度	R9年度
5	① 生涯を通じた健康支援		心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供及び健康づくり支援	48	健康保険課	健康診断・各種検診・健康相談の充実や運動の推進	・個別健診の実施や土日を含めた集団検診、脱漏検診等の実施により受診しやすい環境の整備を行う。 ・広報等の活用や地区公民館等各種団体の集会的場に保健師、看護師、栄養士等の専門職が出向き、健康意識の啓発に努める。	サービスの提供	C	・個別健診・土日の集団健診(検)診、インターネット予約制の実施。未受診者対策として、AIを活用した受診勧奨、新規国保者への訪問勧奨を実施したが、受診率向上には至っていない。 ・月1回広報誌による健康関連記事掲載(Hioki100)。 ・保健師・看護師等による出前講座等：89回 受講者2,274人			
			がん検診受診率向上に向けた取組や女性特有の疾病等に関する普及・啓発	49	健康保険課	子宮がん・乳がん検診受診率の向上	・早期発見、早期治療につながるよう土日を含めた検診を実施し、受診しやすい環境を整備する。 ・がんの早期発見と健康意識の啓発を目的に、女性がん検診の節目年齢の方を対象に、クーポン券事業を実施する。	サービスの提供	B	総合健診と併せて女性がん検診を受診できる脱漏検診を土日に開催した。また、受診率が伸び悩むなか、R6年度は、「希望の虹プロジェクト」でテレビ放映と郵便を使ってクーポン券対象者に受診勧奨を図ったものの、受診率は子宮がん0.9%、乳がん0.7%低下した。			
				50	健康保険課	女性特有の疾病等に関する啓発・相談等の実施	・がん治療に伴う外見変化への精神的負担を軽減するためにピアランスクア事業において経済的支援を行う。 ・窓口相談に限らず電話や訪問など、相談者に応じて対応する。	支援	S	電話相談や郵便による受付対応を開始したところ、当初想定していた2倍以上の申請があった。窓口まで来庁する精神的負担の軽減や利便性の向上が要因として考えられる。実績としては、ワッグ購入助成が19名、乳房補装具購入助成を10名に行った。今後は病院との連携を強化し、当支援の周知を行うとともに、ニーズに応じた支援の拡充を図る。			
			男女の健康状況や運動習慣の違いを踏まえた運動機会の提供	51	社会教育課	スポーツ推進委員の活用やコミュニティスポーツクラブの充実	・誰もが気軽にスポーツを楽しめる機会を提供するために、スポーツ推進委員及びコミュニティスポーツクラブが中心となってスポーツ教室（年4回以上）やスポーツイベント（年5回以上）の実施を行う。特に運動をする機会が少ない、働き世代向けの啓発及び取り組みを行っていく。	サービスの提供	A	スポーツ教室を年4回以上、ランニングイベント、運動会等のスポーツイベントを5回以上実施した。			
			② 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進		リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての理念の普及・啓発	52	企画課	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の広報・啓発	・関係機関等と連携しながら性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）を含め、女性と男性の身体的特徴、健康上の問題など理解が深まるようセンターやSNS等を活用し広報・啓発活動を行う。 ・日置市男女共同参画センターを活用し、動きながら学べる講座等を2カ月に1回程度開催し、参加しやすい内容を検討する。	情報提供・周知	A	親子で健康体操や、ロコモ予防講座、スローエアロビックなど、女性の健康を意識した講座を年を通して開催している。今後の課題としては、なぜその講座を実施するのか、開催しているのかを受講者に伝える必要がある。	
妊娠・出産期における健康管理の充実や不妊・不育治療に関する支援の充実	53	健康保険課			不妊・不育治療に関する治療等の情報提供	・不妊・不育治療に対して助成を行い、安心して子どもを産めるように経済的支援を行う。	支援	A	77人（延べ99件）に対して不妊等治療費助成を行った。事前に登録をもらっているため、助成金の申請がない方に対して年度末に電話で確認を行い、申請を案内した。今後は申請忘れを防ぐために、1月頃、手紙で案内を行い申請を促すように確実な周知を図る。				
	54	健康保険課			保健師等による母子手帳交付時や健診時の指導の充実	・母親だけでなく父親もともに妊娠子育てに関心を持ち、両親で子育てできるよう、母子手帳だけでなく、父子手帳も交付する。 ・妊娠7か月以降の妊婦と家族を対象に「ようこそ赤ちゃん教室」を開催し、両親で育児に関わるように、沐浴などの情報共有の場を設ける。	サービスの提供	C	・父子手帳を第一子妊娠した方に配布しているが、新聞に掲載されたことで、県や他市町村からの問い合わせがあり反響があった。 ・「ようこそ赤ちゃん教室」を年6回実施。受け入れ可能組数68組に対して44組の申し込みがあった。次年度は「チャイまる」アプリの活用や、対象者へ手紙を送付を徹底して確実な広報・周知を図る。				
性に関する正しい知識の普及	55	学校教育課			小・中学校の生徒、教職員における教育機会の充実	・教育課程における、性に関する指導の全体計画や年間指導計画の見直しを図り、学級活動を中心として、理科や保健体育、家庭科、道徳の授業との関連を図りながら、性に関する教育を推進する。 ・鹿児島教育事務所主催の養護教諭研修会と連携し、性に関する指導についての指導方法の研修を深めさせ、各学校における授業実践の充実を図る。 ・「性に関する教育」の校内研修の機会を年1回以上設定し、授業参観や授業研究等を通して行うことで、担任、保健主任、養護教諭等の「性に関する教育」に対する実践的指導力の向上を図る。	講座・研修会等の開催	B	健康保険課とも連携を図り、全ての学校において性に関する教育を実施することができた。授業を通して研修を深めていく点については、さらに促していきたい。				
	56	健康保険課			HIV/エイズ、性感染症予防についての啓発	・「性に関する教育」を開催し、生徒に対し性感染症予防についての啓発を行う。	情報提供・周知	A	性に関する教育を、中学3年生（6校、生徒409人）に対して行い、自分や他者の身体について正しく理解し、また性被害や望まない妊娠等から自分を守る方法を伝えた。今後も、日置市内の中学校を対象に実施し、性に関する教育を通じ、自分自身の生き方について考える機会として啓発を行う。				

第3次日置市男女共同参画基本計画実施事業【アクションプラン】

重点目標	施策の方向	新施策	具体的施策	番号	担当課	各課で実施する事業名	事業内容（アクションプラン）	「評価基準」の項目	R6年度評価	R6年度実績値及び課題点			R7年度	R8年度	R9年度
6 男女共同参画の視座に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	自立支援① 親と同居 生活等		ひとり親家庭等への生活支援及び自立支援	57	こども課	ひとり親家庭の自立促進及び各種助成等についての情報提供及び支援	・電話相談、来庁時の相談を受け、ニーズに沿った制度案内や細やかな情報提供を行う。 ・対象となる全世帯へ、年に1回現況届案内時に、各種給付金、割引制度、貸付事業、子育て相談等に関する案内資料を送付し、周知を図る。	支援	A	・離婚や死別を機にひとり親となる家庭に、児扶や医療費助成、高等職業訓練などの説明を行った。合わせて、現況の際に給付金や各制度などの資料を向付し、周知を図ると共に、相談時の対応を行った。					
			高齢者の就業促進の支援	58	観光課	シルバー人材センター等の高齢者の就業に関する支援	・シルバー人材センター等を通じて身近な地域で生きがいをもって安心して就業できる多様な機会の提供を図る。	相談	A	毎月実施される説明会で機会の創出を図った。					
			性別にかかわらず個人としてのニーズに配慮した高齢者の自立に向けた生活支援	59	福祉課	高齢者の自立に向けた生活支援に関する施策の推進	・高齢者クラブやサロンに対し活動の開催・回数に応じて助成を行い、会員増加に努める。また、見守り活動を通じて、在宅アドバイザーの資質向上を図る。 ・高齢者世話付住宅の入居者が快適な生活を営めるよう支援する。	講座・研修会等の開催	A	・各団体へ助成を行うことができた。サロン支援や出前講座、福祉バスの提供により会員増加に努めた。在宅アドバイザー研修会を各地域ごとに行うことができた。 ・世話付住宅の入居者の困りごとに都度対応することができた。					
				60	地域づくり課	乗合タクシー、コミュニティバス等の公共交通の整備推進	・市民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、広域的・幹線的なバス路線の確保・維持等を支援するほか、乗合タクシー（令和6年11月までは26路線、令和6年12月以降は7エリア）、コミュニティバス（伊集院の1地域、令和6年12月31日に運行終了）の運行を実施する。	サービスの提供	A	R5年度実績2,200人/月（旧乗合タクシー+コミュニティバス）に対し、R6年度実績2,027人/月（旧乗合タクシー+コミュニティバス+ひお吉号）と微減しているが、ひお吉号の移行期間によるものと考えられる。今後、周知活動とサービス移行を着実に実行。 課題点：現在のAIオンデマンドシステムを導入した乗合タクシーは、運行内容・運行時間に課題があることから見直しを行う。					
				61	建設課	高齢者に配慮した道路建設や公共施設の整備推進	・新設する公共施設整備（公園・住宅）について「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（建築分野）に定める基準に適合する施設整備を行う。 ・道路建設について、同法に基づく「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」により指定された伊集院駅から各公共施設及び医療機関等への道路において整備を順次進める。	その他	A	公共施設（公園・住宅）について新設はなかったが、改修において基準に適合した整備を行いました。また、道路建設について当該年度に計画していた区間の整備を行いました。					
			高齢者の人権を尊重する介護の質の向上の促進	62	介護保険課	介護予防に必要な健康教室等の開催	・すべての高齢者を対象に、健康教室等を通じた介護予防に関する普及啓発を行う。健康保険課との一体的事業では、フレイル予防について各地域月1回以上啓発を行う。また、随時出前講座にて健康意識向上を図る。 ・筋ちゃん広場では、筋ちゃんサミットや各地域のリーダー集会を隔年で年1回開催し、広場同士の意見交換や行政からの情報提供を行う機会を設け、広場継続のための支援を行う。 ・高齢者元気度アップ・介護人材確保ポイント研修会を年2回以上開催するなど地域活動組織の育成及び介護ボランティアの育成等により、高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に展開されるよう支援を行う。	講座・研修会等の開催	A	実績 ・一般介護予防事業教室494回、5432人 ・出前講座596人 ・リーダー集会各地域1回ずつ実施 ・元気度アップポイント・介護人材確保ポイント研修会2回実施 課題点 現在実施している筋ちゃん広場やその他教室が継続されるよう、支援の充実を図る必要がある。新規立ち上げのために地域の実情に合った支援を検討する必要がある。また、ポイント事業についても地域活性化のために普及啓発を継続していく。					
			障がいのある人の性別にかかわらず個人としてのニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備	63	福祉課	障がい者の自立に向けた支援に関する施策の推進	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「障害者総合支援法」を踏まえ、障害のある人の就労支援や相談支援などを図る。	支援	A	就労移行支援、就労継続支援A型及びB型の利用者に対して、一般就労に向けての訓練や就労を通じて生きがいづくりの場を提供した。相談支援部会を定期的に開催し、相談支援事業における相談体制の充実を図った。					
				64	建設課	障がい者に配慮した道路建設や公共施設の整備推進	・新設する公共施設整備（公園・住宅）について「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（建築分野）に定める基準に適合する施設整備を行う。 ・道路建設について、同法に基づく「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」により指定された伊集院駅から各公共施設及び医療機関等への道路において整備を順次進める。	その他	A	公共施設（公園・住宅）について新設はなかったが、改修において基準に適合した整備を行いました。また、道路建設について当該年度に計画していた区間の整備を行いました。					
			性的多様性が尊重される環境づくりに向けた取組の推進	65	市民生活課	パートナーシップ宣誓制度の広報・啓発	・性的マイノリティの方々の生きづらさの解消の一助とするとともに、性的多様性の社会的理解が進むきっかけづくりを目指し、令和5年10月「日置市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、ホームページに掲載しており、引き続き周知に努める。	情報提供・周知	B	実績：都市間相互利用に関する協定 ・出水市 令和6年3月1日付で締結 ・鹿屋市 令和6年10月1日付で締結 ホームページ掲載済					
				66	福祉課	生活困窮者の自立に向けた支援に関する施策の推進	・年1回、ハローワークと市による協議会を開催するなどハローワーク等と連携し、就労キャリアアップに向けた助言や情報提供等の就業支援を行う。	支援	A	令和6年6月に開催された「就労自立促進事業協議会」へ参加したうえで、被保護者への就労の促進や職安への同行・相談等支援を行った。対象者8名に対し、延べ138回/年就労支援を行ったものの、就業まで至らなかったことが今後の課題である。					
④ 心外環境づくり	67	企画課	外国の文化を理解するための講座や地域に住む外国人に対する情報提供、相談体制の充実	・日置市に住む外国人向けに日本語教室や、生活に関する講座など3か年の計画を策定し、外国人にとって住みやすい環境づくりを構築する。 ・外国人を雇用する企業や外国人が住む地域向けの相談体制を構築し、多文化の理解が進むようなワークショップなどの話す場を設ける。	サービスの提供	B	外国人向けの講座を行ったものの、3か年計画を策定することはできず、どのような講座に需要があるのかを確認する年度となった。また外国人を雇用する企業を集めた技能実習制度に関する講座を開催し、今後の制度改正に合わせた相談会を行うことができたが、常設までは至らなかった。								
⑤ 多様な子育てライフスタイルの充実	68	こども未来課	地域子育て支援拠点事業の充実	・市内4か所の地域子育て支援拠点で、子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うことにより地域の拠点施設として育児支援を行う。	施設数（団体数）	A	<実績> 4地域に各1か所設置利用者数 大人：延べ3,691人（前年度比71%） 児童：延べ4,107人（前年度比72%） 相談件数 1,937件（前年度比109%） 健康保険課が実施する乳幼児健診、双子の会に出席し、支援センターの紹介を行い周知を図っている。支援が必要なケースについても保健師と情報共有を行い相談から具体的支援につなげている。								
	69	介護保険課	介護家族の相談窓口の整備	・関係機関や地域等と連携を図り、介護家族等が気軽に集える場（ほのぼの語り会、ポピー等）を年6回以上設け、介護家族等への支援の充実を図る。また、必要時、適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげる等の支援を行う。	支援	S	関係機関や地域と連携を密にとれたことで、R6年度はほのぼの語り会5回、126人参加、ポピー12回、46人参加の実績となり、支援の充実を図ることが出来た。今後、更なる利用者拡大を図るため、介護家族の相談窓口等の情報を必要な方に確実に届けるよう、更に広く周知、普及啓発していく。								

第3次日置市男女共同参画基本計画実施事業【アクションプラン】

重点目標	施策の方向	新施策	具体的施策	番号	担当課	各課で実施する事業名	事業内容（アクションプラン）	「評価基準」の項目	R6年度評価	R6年度実績値及び課題点			R7年度	R8年度	R9年度
7 男女共同参画の視座に立った地域づくりの推進	① 地域における男女共同参画の推進を担う人材の育成と活用			70	企画課	鹿児島県男女共同参画地域推進員等の育成及び連携	・地域推進員の育成及び連携を図るため、年2回の定例会の他、各講座等のお知らせやイベント時の男女共同参画ブースへの協力など常時連携できる体制を維持、継続する。 ・男女共同参画に関する講座については、都度共有することとし、参加をよびかける。	その他	A	・定例会の開催及び周知月間時の男女共同参画展示ブースの手伝いなど、常時連携できる環境を構築し周知を行った。 ・また、庁内ワーキンググループ委員向けの「学びのひろば」にも今年度初めて参加していただき、市職員との交流を図った。					
				71	地域づくり	方針決定過程時の女性の参画促進を拡大するための学習機会の提供及び情報提供	自治会活動研修会において最低1回の女性の参画促進に関する学習機会の設定及び各種情報提供を行う。	情報提供・周知	A	簡単な学習及び情報提供に留まり、時間をとった研修にはならなかった部分がある。男女共同参画係と協議し、改善に努めたい。					
	② 地域における慣行の見直しに向けた男女共同参画・ジェンダー平等の普及・啓発や学習機会の提供			72	企画課	地区公民館、自治会等における男女共同参画出前講座の実施	・地区公民館、自治会等における男女共同参画出前講座を年5回以上実施し、内容やタイトル等は参加しやすいものに工夫し開催する	講座・研修会等の開催	A	・出前講座：5/25草原公民館（15人）、6/21つるかめ(15人)、6/28野首地区(20人)、7/19男女共同参画センター企画（15人）、8/20東市来地域生活学校（5人）計5回開催した。令和6年度から「薩摩おごじよ劇場」とタイトルを変えたことから多くの申し込みがあった。昨年度：1件					
				73	地域づくり	まちづくりに関する学習機会の提供やコミュニティづくりの推進	地区自治コミュニティにおける地域の多様な主体が連携・協力することの必要性を理解していただくため、地区自治コミュニティの代表者等を対象に、最低1回の学習機会の場を設ける。	情報提供・周知	A	コミュニティ代表者が「日置地区公民館経営研究会」に参加。地区自治コミュニティにおける地域の多様な主体が連携・協力することの必要性の学習を行った。					
	③ 防災共同参画の推進	地域における生活者の多様な視点を反映した地域防災における取組の推進			74	総務課	多様な視点を反映した地域防災の推進	・防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施を図る。	その他	A	実績：防災会議で女性委員（4名）から意見聴取の機会があったほか、避難所担当職員として女性職員も配置され女性参画の視点を取り入れることが出来ている。 課題点：地域防災計画について、男女共同参画の視点からの意見を取り入れ、より良い計画策定を図る。				
75					消防本部	女性消防団員の確保に向けた取組	女性消防団員数は年々増加傾向にあり、15人であった条例定数を令和3年4月1日より20人に増加させました。現在は19人が在籍しており95パーセントの加入率である。 令和6年能登半島地震を踏まえ、大規模災害に備えた体制づくりのための知識と技術を習得させ、女性消防団も容易に取り扱える小型・軽量化された資器材を活用しての活動の訓練を行う。	その他	S	女性団員数の半数以上が、女性消防操法に携わり、月10回以上のベースの訓練を半年以上続けることができたことから、初期消火の対応も十分に行える知識と技術を習得することができた。今後も継続できるよう、女性消防団員の意欲向上を図りながら訓練に研鑽する。					